

務 税 だより



税に関する手続きのお知らせ

▼家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）
で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▼原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識
交付証明書を持参し、役場税務課
で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証
明書を持参し、15日以内に役場税
務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった
場合も手続きをしてください。

▼原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車

軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局

小牧自

動車検査登録事務所

軽二輪自動車（1268から2508）

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

平成30年1月2日以降に完成（新築・増築）した物件については、平成31年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、来年度の固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただき、図面などの書類や各部屋の仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

95-1113

町史編さん室だより

大口町では、2021年度末を目標に『大口町史く現代史編』を刊行する予定です。

現代史編は、昭和20年8月の戦後から平成末までを範囲とし、できるだけ当時の町内の皆さんの感覚を後世に伝え、さまざまな世代の方にとつて、より身近に、親しみやすいものにしていきたいと考えています。

そこで、皆さんの当時の体験談や資料などを募集します。充実した町史にするには皆さんの協力が不可欠です。お気軽にご連絡ください。

①出来事の思い出や体験談

皆さんの思い出や体験談について、タイトルと内容200文字以内（少ない文字数でもかまいません）にまとめて、住所・氏名・年齢・生年月日・電話番号をお書きの上、メール、FAXなどお気軽にお寄せください。なお、文章での提供が難しい場合は、担当者が伺いします。

②資料の借用

次の資料をお持ちの方は、職員が借用に伺いますので、町史編さん室へご連絡ください。借用した資料は複写または写真撮影後に返却いたします。

▽①に関連する写真

▽風景の変化がわかる写真

▽時代背景や地域の様子がわかる日記やメモなど

調査協力員の募集（登録制）

資料調査の協力員を募集しています。1回2時間から3時間程度、資料づくりに参加してみようという方はご連絡ください。登録方法についてご説明します。

※例）古い新聞から、大口町に関連する記事を探して付箋を貼り記録する作業・新聞記事や新規資料の写真撮影・エクセルやワードによる情報の入力

問合せ先 町史編さん室（土・日・祝休み）

95-3464 FAX 95-6755

メール

choushihensan@town.oguchi.lg.jp

ハロウィンジャンボ

宝くじ

10月1日月 発売!! 1枚 300円

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

（公財）愛知県市町村振興協会